その一

表

折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会　　印

裏

折目

○　注意

一　候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二　候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名

その二

表

折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会　　印

裏

折目

○　注意

政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

政党その他の政治団体の名称又は略称

その三

表

折目

何選挙投票

都（道府県）（市）（区）（町）（村）
選挙管理委員会　　印

裏

折目

候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称

○注意

一　候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二　候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備考

一　様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。

二　用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。

三　様式その一による投票用紙は黒色のインクで、様式その二又は様式その三による投票用紙は赤色のインクで印刷し、事情の許す限り、色の異なる用紙を使用しなければならない。

四　投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。

五　不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

六　投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。